

令和 6 年度安芸市学童保育所のご案内(安芸・土居・土居第 2・井ノ口)

●令和 6 年 4 月入所

1 2 月 2 2 日 (金) が申請期限

- 長期休暇（夏・冬・春休み）期間のみの入所 長期休暇開始の 1 か月前までが申請期限
 例：夏休み初日が 7 月 20 日の場合、夏休み入所の申請期限は 6 月 20 日です

※新 1 年生は、4 月 1～6 日までは半日利用となります。（学童保育での集団生活に慣れていただく期間として。保護者の就労状況等によって、相談をお受けします。）

※入所についてのお問合せ、申込先は 安芸市教育委員会 生涯学習課（電話 35-1020）です。

※事前に学童保育所を見学できますので、生涯学習課までお問い合わせください。

詳細は、下記をお読みください。この案内には、学童保育所の入所に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。その後も大切に保管してください。

1. 学童保育について

学童保育とは、保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

2. 名称及び開設場所

- | | | |
|-----------------|---------------------------------|------------|
| (1) 安芸学童保育所 | 安芸市久世町 4 番 1 3 号 (安芸第一小学校東体育館内) | 電話 35-7989 |
| (2) 土居学童保育所 | 安芸市土居 1 0 9 7 番 (土居小学校南舎 1 階) | 電話 35-2235 |
| (3) 土居第 2 学童保育所 | 安芸市土居 1 0 9 7 番 (土居小学校 敷地内) | 電話 35-2235 |
| (4) 井ノ口学童保育所 | 安芸市井ノ口乙 8 1 (井ノ口小学校特別教室棟 1 階) | 電話 37-9870 |

※川北学童保育所の入所については、川北学童保育所に直接お問い合わせください。
 問合せ先 平日 14 時～17 時 30 分 電話 34-1001

3. 対象児童及び定員

学童保育所右欄の小学校入学児童で、保護者が就労等（※ 1 参照）により、昼間家庭において児童の健全な育成を行うことができないと認められる児童。

学童保育所	小学校	定員	運営団体
安芸学童保育所	安芸第一小学校	40 名	安芸市
土居学童保育所	土居小学校	27 名	どいっ子学童クラブ運営委員会（※2 参照）
土居第 2 学童保育所	土居小学校	32 名	どいっ子学童クラブ運営委員会（※2 参照）
井ノ口学童保育所	井ノ口小学校	35 名	井ノ口学童保育所運営委員会（※2 参照）

※ 1 「就労等」とは、次の①から⑥の状況にあることを指します。

- ① 就労、② 疾病・負傷・障害等、③ 出産前後、④ 親族の介護（看護）、⑤ 求職活動、
 ⑥ その他①から⑤に類する状況

※ 2 保護者は、入所と同時に各運営委員会の構成員になります。

※長期休暇期間：空き状況や必要な支援体制の確保等ができる場合、校区外の児童も入所可能

4. 活動内容

平常時は、宿題・おやつ・自由遊び、長期休暇時は、平常時の活動に加えて、5教科（英・国・社・算・理）につながる学習活動、出前講座、その他自主性・社会性・創造性等を培う体験活動等（※3参照）を行います。

※3 例）紙すき体験、腹話術、貝殻クラフト作りなど外部講師による体験学習や、カレー作り、工作、DVD鑑賞、絵本の読み聞かせ等



出前講座の風景【安芸学童保育所】



外遊びの風景【土居学童保育所】

5. 開所期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

6. 開所時間

学童保育所名	月～金曜日	土曜日	長期休暇期間・代休日
安芸学童保育所	下校時～18時	8時30分～16時30分	8時～17時30分
土居学童保育所	下校時～18時	8時～16時（※4参照）	8時～18時
土居第2学童保育所	下校時～18時	8時～16時（※4参照）	8時～18時
井ノ口学童保育所	下校時～18時	8時～16時（※4参照）	8時～18時

※4 土居・土居第2・井ノ口学童保育所：土曜日開所日 第1土曜日

7. 休所日

- （1）日曜日と土居・土居第2・井ノ口学童保育所は開所以外の土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律に規定する休日
- （3）12月29日から翌年1月3日
- （4）その他、災害、学級閉鎖等、市長が特に必要であると認めたとき

8. 費用等

利用にかかる費用は児童一人につき下の（１）（２）のとおりです。

ただし、途中入所や長期休暇のみの入所の場合、金額が異なる場合があります。

- （１）おやつ代等 安芸・土居・土居第２ 月 2,000円（８月分のみ 4,000円）
井ノ口 月 1,500円（８月分のみ 3,600円）

※ 納入方法は、指定口座への振込（振込手数料は保護者負担）になります。

納入期限： 当該月分は前月末

※その他必要な費用については、その都度別途徴収する場合があります。

例）折り紙などの文具や工作などに用いる材料費

- （２）保険料 年額800円（月割り・日割りはありません）

補償対象	学童保育所管理下におけるケガ
保険金	死亡・・・2,000万円 後遺障害・・・3,000万円 入院保険金日額・・・4,000円（１日目より） 通院保険金日額・・・1,500円（１日目より）
保険会社	公益財団法人 スポーツ安全協会

9. 入所申請について

（１）入所の申請に必要な書類

① 安芸市学童保育所入所許可申請書

- ・兄弟姉妹でお申込みの場合でも、一人ずつ申請してください。
- ・保育に関し配慮が必要な児童については、申請書裏面の「児童の性格・くせ等」の欄に、配慮が必要な事項について具体的にご記入ください。

② 就業証明書又は状況等報告書

保護者それぞれの提出が必要です。必要に応じてコピーして使用してください。

- ・会社員など雇用されている方・・・「就業証明書」
- ・自営業（農業含む）など雇用者以外の方・・・「状況等報告書」
- ・その他の添付書類が必要な方は、合わせてご提出ください。
- ・兄弟姉妹でお申込みの場合は、１部の提出でかまいません。

※保育入所申請に添付する証明の写し（コピー）でもかまいません。

③ 個人情報に関する同意書

④ その他

- ・疾病及び障害等により保育に関し配慮が必要な児童については、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳がある場合はその写しを、ない場合は医師の診断の写しをご提出ください。
- ・その他必要な書類がある場合は、生涯学習係から連絡します。

※添付書類の提出が遅れる場合は、生涯学習係にご相談ください。

※申請書は、生涯学習課、各学童保育所に置いています。また、安芸市ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 申請受付期間

① 令和6年4月から入所を希望する場合

申請期限 令和5年12月25日(月)

② 長期休暇期間中のみの入所を希望する場合

申請期限 各長期休暇開始1か月前までに申請してください。

例：夏休み初日が7月20日の場合、申請期限は6月20日です。

※空き状況や必要な支援体制の確保等ができる場合のみ、校区児童、校区外児童が入所できます。

③ 年度の途中から入所を希望する場合

申請の受付は随時行います。結果の決定については、受付から2週間程度かかります。

(3) 申込み先

安芸市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係（安芸市役所 東庁舎3階）

（〒784-8501 安芸市矢ノ丸1丁目4-40 TEL0887-35-1020）

10. 入所審査及び決定について

(1) 入所審査

- ・申請書の記載事項、提出された証明書等の添付書類により、入所要件を満たしているかどうかの審査を行います。記入事項は正確にご記入ください。
- ・記入事項に虚偽が認められた場合は、入所決定後でも取り消すことがありますので、ご注意ください。
- ・必要に応じて、確認の連絡や追加で書類を提出していただく場合があります。

(2) 入所決定

入所の決定は、「安芸市学童保育所入所許可通知書」により通知します。

4月入所、途中入所、長期休暇入所にかかわらず定員を超えた場合や必要な支援体制の確保等ができない場合は、入所をお待ちいただくことがあります。その場合は、事前に連絡いたします。

入所児童の退所等により受入れが可能となった場合は、改めて生涯学習課から連絡し、その時点での就労状況等で再度審査し、入所決定を行います。

※土居小学校児童は、土居学童保育所または土居第2学童保育所どちらかへの入所になりますので、希望とは異なる学童保育所に入所決定する可能性があります。

申込み・問合せ先

○安芸市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

〒784-8501 安芸市矢ノ丸1丁目4-40 （R6.1.4以降 〒784-8501 安芸市土居82番地1）

TEL 0887-35-1020 FAX 0887-35-1051